

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	愛媛県上島町

上島町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 愛媛県越智郡上島町農林水産課
所 在 地 愛媛県越智郡上島町岩城 1427 番地 2
電 話 番 号 0897-75-2500
F A X 番 号 0897-75-2852
メールアドレス norin-suisan@town.kamijima.ehime.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス類、タヌキ、ヒヨドリ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	愛媛県上島町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	果樹	157.3 万円 0.45ha
	野菜・いも類	19 万円 0.12ha
	稲	3.8 万円 0.05ha
カラス類	果樹	37.1 万円 0.20ha
	野菜	被害はあるが、被害把握ができていない。
タヌキ	果樹	4.2 万円 0.03ha
	野菜・いも類	被害はあるが、被害把握ができていない。
ヒヨドリ	果樹	19.9 万円 0.10ha
	野菜	被害はあるが、被害把握ができていない。

(2) 被害の傾向

1. イノシシは、担い手の高齢化に伴う耕作放棄地の増加等による個体数の増加、生息地の拡大もあるが、防護柵等の設置による被害防止対策の効果により、農作物への被害は減少している。

被害状況は、年間を通して発生しており、4月頃にタケノコ、9月下旬から芋類、10月から2月頃には温州ミカンや晩柑の被害が発生している。

※別紙1被害状況図添付

2. カラス類は、住民からの被害報告を受けて春・秋及び冬に銃器による駆除、カラス捕獲用箱罠を使用した駆除及び爆音機や防護ネットにより一定の防止効果はあるが、繁殖率が高く生息地が広範囲なためなかなか被害の減少には繋がっていない。弓削島北部、佐島、生名島南部、岩城島で、秋から冬にかけて柑橘類の被害が多く発生している。

3. タヌキは、若干ではあるが少しずつ被害減少している。

4. 近年、ヒヨドリ等の鳥獣による柑橘類の被害が多発しており、防鳥網の設置が急務となっている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）
イノシシ	180.1 万円	144 万円
カラス類	37.1 万円	29.7 万円
タヌキ	4.2 万円	3.7 万円
ヒヨドリ	19.9 万円	15.9 万円
合計	241.3 万円	193.3 万円
指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）
イノシシ	0.62ha	0.57ha
カラス類	0.20ha	0.16ha
タヌキ	0.03ha	0.02ha
ヒヨドリ	0.10ha	0.08ha
合計	0.95ha	0.83ha
目標値の設定については、３年後に現状の約２割減を目標とした。		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥類は、町村合併前から各地域で猟友会と連携して捕獲がなされてきた。 しかし、近年は弓削・岩城地区でイノシシによる被害が急拡大したため、箱罠、くくり罠、銃器による捕獲を実施してきた。 ■鳥獣被害防止総合対策事業（国費） 実施地区 上島町一円 R2 事業費 1,426 千円 ・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 1,426 千円 イノシシ成獣（食肉）72 頭 成獣（焼却）87 頭 イノシシ幼獣 29 頭 カラス類 250 羽 タヌキ 3 頭 R3 事業費 1,900 千円 ・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 1,900 千円 イノシシ成獣（食肉）70 頭 成獣（焼却）148 頭 イノシシ幼獣 43 頭 カラス類 210 羽 タヌキ 1 頭 R4 事業費 1,910 千円（見込み） ・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 1,910 千円 イノシシ成獣（食肉）91 頭 成獣（焼却）127 頭	狩猟者が高齢化等により減少する中、担い手の育成が急務となっている。 また、農業者による自衛のための狩猟免許取得を推進する必要がある。

	イノシシ幼獣 57頭 カラス類50羽 タヌキ 8頭 ■有害鳥獣総合捕獲事業（県単） 実施地区 上島町一円 ・（事業内容）カラス類及びイノシシの捕獲補助 R2 事業費 1,447千円 イノシシ成獣 223頭 イノシシ幼獣 40頭 カラス類 528羽 R3 事業費 1,725千円 イノシシ成獣 278頭 イノシシ幼獣 47頭 カラス類 400羽 R4 事業費 1,448千円（見込み） イノシシ成獣 228頭 イノシシ幼獣 59頭 カラス類 52羽 ■捕獲隊支援事業（県単） ・（事業内容）捕獲隊の組織化・捕獲技術の向上に係る経費補助 ・狩猟免許（取得・更新）、猟銃所持許可（取得・更新）、ハンター保険、装備品、消耗品 R2 事業費 382千円 R3 事業費 444千円 R4 事業費 413千円 ■上島町猟銃取得促進事業（町単） 狩猟所持に係る経費に対する補助 補助限度額 500千円 補助率 10/10 R2（件数2件 496千円） R3（件数1件 280千円） R4（件数1件 500千円）	
防護柵の設置等に関する取組	■上島町農業生産被害対策事業（町単） 補助限度額 100千円 補助率 1/2 R2 件数 44件 総事業費 3,006千円 補助金額 1,384千円 R3 件数 51件 総事業費 3,416千円 補助金額 1,614千円 R4 件数 27件 総事業費 2,170千円（見込み） 補助金額 1,052千円（見込み）	農家ごとに防護対策を講じるケースが多く、地域全体での取組がなされていないため、一部で被害は減っても、全体で見ると微減にとどまっている。今後は広域的な取組を推進するとともに、効率且つ計画的に設置する必要がある。

生息環境管理 その他の取組		
------------------	--	--

(5) 今後の取組方針

上島町における令和3年度の鳥獣被害金額は 241.3 万円で、イノシシ、カラス類による被害が全体の約 90%を占めており、当町の基幹作物である柑橘、野菜に大きな被害をもたらしている。

当計画では、イノシシ、カラス類、タヌキ、ヒヨドリの被害対策及び個体数調整を進めることで、鳥獣による被害金額を令和3年度比 20%減の 193.3 万円に減らすことを目標とした。

今後の計画

- 地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。
- ICT 技術を用いた罠と防止柵の一体的整備を推進する。
- 捕獲に従事する狩猟後継者を育成する。
- 有害鳥獣の餌とならないよう放棄果樹等の適正な処分の周知徹底を図る。
- 有害鳥獣の生息状況、生態調査を関係機関と連携して進める。
- ヒヨドリ等の鳥類から農作物を守るために防鳥網の設置を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

狩猟免許等の取得を奨励して農業者自らによる捕獲の他、一部の地域で実施隊が農業者等からの依頼を受けて捕獲する体制が整っており、今後も積極的に狩猟免許等の取得を奨励し捕獲体制を強化する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5 年度～7 年度	イノシシ タヌキ カラス類	地域への捕獲機材の導入を推進するために協議会との連携を図る。捕獲の担い手確保・育成のために実施隊と連携して狩猟免許取得に係る予備講習会の受講を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
1. イノシシ

第5次愛媛県イノシシ適正管理計画の捕獲目標（年間 33,000 頭）を踏まえ、近年の年間捕獲頭数を基準に捕獲数及び被害状況を配慮した。

（R3年度の年間捕獲頭数 325 頭）

2. カラス類

愛媛県第13次鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、上島町鳥獣被害対策実施隊が捕獲を行っているが、被害を減少させることができないため、捕獲実績を考慮して設定した。

（R3年度の年間捕獲羽数 401 羽）

3. タヌキ

平成25年度から捕獲を開始しており、捕獲実績を考慮して設定した。

（R3年度の年間捕獲頭数 1 頭）

4. ヒヨドリ 捕獲は行わずに防鳥網により農作物を守ることとした。

※別紙2捕獲状況図添付

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	360	360	360
カラス類	1,000	1,000	1,000
タヌキ	10	10	10

イノシシは前回計画において、目標達成したため前回数値 300 頭より 2 割増加を目標とする。

捕獲等の取組内容

イノシシ、タヌキの捕獲手段は、捕獲実績の高いくくり罠を主体とするが、一部では箱罠によるイノシシの捕獲を実施する。

年間を通して上島町鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の個体数整理を行い、狩猟期間は、実施隊の活動に併せて町内外の猟友会へイノシシ駆除を実施する。

実施予定箇所は、別添図面のとおり。※別紙3捕獲計画図添付
カラス類の捕獲については、年間を通じ町内全域を対象に上島町鳥獣被害対策実施隊員による箱罠及び銃器を使用した駆除を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	防護柵 2 km	防護柵 2 km	防護柵 2 km
	電気柵 0.5 km	電気柵 0.5 km	電気柵 0.5 km
ヒヨドリ	防鳥網 6,000 m ²	防鳥網 6,000 m ²	防鳥網 6,000 m ²

※別紙4、5整備計画図添付

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	侵入防止柵の適切な管理を行うとともに、犬等を活用した追い払い活動を行う。	侵入防止柵の適切な管理を行うとともに、犬等を活用した追い払い活動を行う。	侵入防止柵の適切な管理を行うとともに、犬等を活用した追い払い活動を行う。
ヒヨドリ	防鳥網を設置し、農作物被害を防止するとともに、防鳥網の適切な管理を行う。	防鳥網を設置し、農作物被害を防止するとともに、防鳥網の適切な管理を行う。	防鳥網を設置し、農作物被害を防止するとともに、防鳥網の適切な管理を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

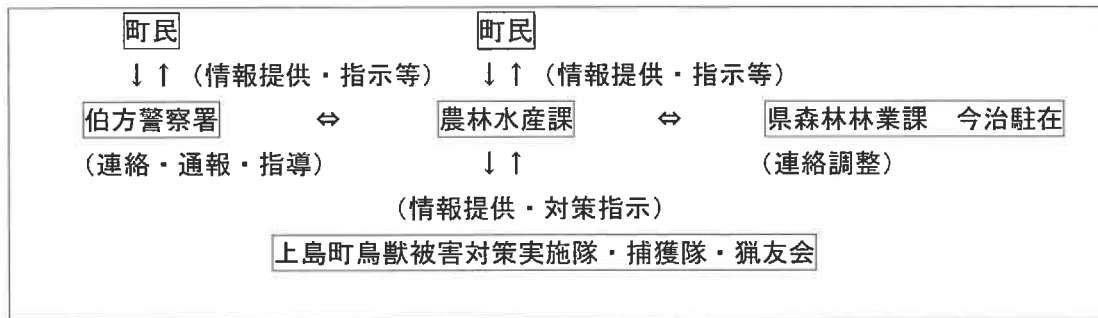
年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ	地域において、現地研修会、講演会による普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動を行えるような体制の整備の確立を図る。
6年度	イノシシ	地域において、現地研修会、講演会による普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動を行えるような体制の整備の確立を図る。
7年度	イノシシ	地域において、現地研修会、講演会による普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動を行えるような体制の整備の確立を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
県森林林業課 今治駐在	連絡調整
伯方警察署	情報収集と町民の安全確保
上島町農林水産課	情報提供・連絡通報・対策指示
上島町鳥獣被害対策実施隊	被害鳥獣の捕獲等安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

駆除したカラス類・タヌキは、速やかに埋設又は焼却処分を行う。 また、イノシシは、獣肉処理加工施設で食品衛生法に準じて精肉処理のうえ販売し、精肉として活用できない個体は、埋設又は焼却処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在は、高齢化等による人員不足もあり販売活動を十分に行っていない。精肉加工は特殊な知識と経験が必要なため、イノシシ捕獲に携わる者を中心に、精肉加工できる人員を確保する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等で のと体給餌、学術 研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

上島町獣肉処理加工施設で精肉処理したイノシシ肉については、生肉以外の商品開発をするとともに、県外への販路拡大を目指す。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

精肉加工は特殊な知識及び経験が必要なため、イノシシ捕獲に携わる者を中心に、精肉加工できる人員を確保及び育成する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上島町農産物等鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
上島町捕獲隊	鳥獣被害の実態調査、防止対策
越智今治購買店舗	会計監査、情報提供
農業委員会	情報収集、情報提供
住民代表（地区長）	情報収集、情報提供
鳥獣保護管理員	鳥獣被害の実態調査、防止対策
上島町獣肉処理加工会	情報収集、情報提供
学識経験者	防止対策、情報提供
愛媛県しまなみ農業指導班	情報収集、連絡
上島町農林水産課	連絡調整、要望事項のとりまとめ

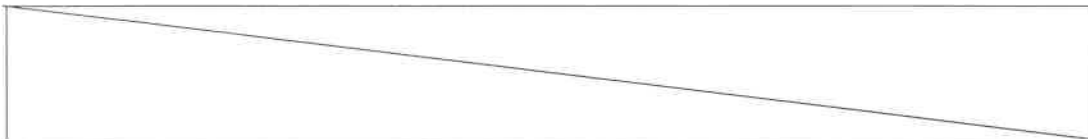
(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県森林林業課 今治駐在	適正な捕獲指導、狩猟免許取得の推進
愛媛県 農林水産部 農業振興局 農産園芸課	被害防止の技術指導、農業従事者に対する狩猟免許制度の周知
農協各種農産物生産部会	鳥獣被害の報告

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊を設置済み（平成28年4月1日設立）。上島町内の猟友会及び捕獲隊から活動実績のある者を実施隊員として任命（令和4年度60名）、主に有害鳥獣の捕獲を実施しているが、今後は有害鳥獣への知識を生かし、地域への防護活動のアドバイスや侵入防止柵の設置などの活動範囲を広げていく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項



10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害防止策に関して、地域住民の参加による取り組みが必要であるため、協議会と連携して共同で現地研修会、講演会等を開催する。

イノシシ肉の食品としての利用については、精肉加工が特殊な知識と経験が必要なため、イノシシ捕獲に携わる者を中心に、精肉加工できる人員を確保する。

市街地等に出没するイノシシについては、必要に応じ上島町、上島町鳥獣被害対策実施隊・捕獲隊及び猟友会及び地元警察と協力し地域住民の安全確保を確保したのちに、銃器等による捕獲が不可能と判断される場合については、生息地への誘導を促す。